

社長

# 従業員が新型コロナに 感染したらどうする？

## 従業員に感染者が発生した場合

1



### 感染リスクがなくなるまでの休業

- 医師、保健所の指示に従い感染リスクがなくなるまで休業してもらう（2ページの県内の健康福祉事務所等一覧参照）。
- 発症するまでの行動歴等の必要な情報収集を行う。

3



### 接触場所の消毒

発症者の行動歴から、手指等の接触場所の洗い出しを行い、消毒すべき場所を特定する。例えば、感染者が最終出社日及び前2日前に15分以上の使用があった場所、手指がよく触れた場所（例：ドアノブ、階段の手摺り、水道の蛇口）や更衣室、トイレ等の共用場所が考えられます。

2



### 濃厚接触者の特定を行う

- 感染者が発症した日の最低でも2日前から最終出社までの行動歴を踏まえて、職場で濃厚接触者がいないかヒアリングし、リストアップを行う。
  - 例
  - ・周囲半径2m以内で30分以上の接触がある者
  - ・半径1m内でマスクをせずに15分以上接触のある者
- 濃厚接触者は、最終接触日より起算して暦日14日間の自宅待機を指示する。

4



### 公表と情報提供

- 感染者の要配慮個人情報に該当すると考えられるため、予め本人の同意を得るのが望ましい。
- 社内向けに公表する目的  
改めて手洗い等の感染予防の取組みを励行してもらうことや体調不良の症状があれば早期に申し出てもらうことで社内での感染防止を防ぐ。
  - 社外向けに公表する目的  
取引先等の濃厚接触者を特定するため。

### 感染または濃厚接触者となった従業員への対応

- 適切な感染予防対策を行っていても新型コロナウイルスに感染する可能性はあります。万が一、従業員が感染あるいは感染した可能性がある場合は、「症状がないから大丈夫」、「会社に迷惑をかけてしまうから黙っておこう」、「同僚から差別を受けそうで怖い」等とは考えずに、速やかに会社に申し出てもらうように周知しておきましょう。また、そのような状況になった場合でも、会社が当該従業員を責めるような行為や職場内での差別やいじめを絶対に許さない職場環境を作るようしましょう。
- 濃厚接触者とは、厚生労働省によると、新型コロナウイルスに感染していると確認された方（陽性者）と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を言います。陽性者と半径1m内でマスクをせずに15分以上接触した者が判断基準の目安とされています。
- インターネットやSNS等で自社や感染者等に関する誹謗中傷等の風評被害が発生した場合は、弁護士等の専門家に相談しましょう。

今こそ確認！業種ごとの  
ガイドラインはこちら！



# 家族又は知人に感染者が発生した場合

## 同居する家族が感染した場合

従業員の家族に感染者が発生した場合には、その従業員は健康状態に問題がない場合であっても、濃厚接触者として、保健所から一定の期間の自宅待機をすることになります。症状もなく、自宅待機中に在宅勤務で仕事をさせることが可能な場合で、実際に業務を行わせた場合には、その間の賃金は発生することとなります。

## 従業員の知人、近隣住民等が感染した場合

従業員や家族が濃厚接触者に該当していることが判明した場合は、直ちに会社に報告してもらうように予め周知しておきましょう。

※従業員や家族には、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」に登録をお願いしましょう

[新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールはこちら](#)



# 取引先事業所等で感染が確認された場合

## 仕入先事業所、営業先事業所

仕入先、営業先等の取引先に感染者が発生した場合は、自社の従業員が濃厚接触者に該当する可能性もあるため、感染拡大防止の観点から情報提供をしてもらうようしましょう。

## 一般のお客様

自社の店舗等で新型コロナウイルスに感染者が発端としてクラスターが発生した場合、管轄の保健所に連絡を行い、指示に基づき、必要な対応を行いましょう。また、クラスターが発生した旨もきちんと公表するようしましょう。店舗として、兵庫県の『新型コロナ追跡システム』へ登録して、お客様にも周知した上で感染拡大を防止しましょう。

[「新型コロナ追跡システム」の事業者向け利用方法](#)



### ■県内の健康福祉事務所及び保健所での発熱等受診・相談センター連絡先

保健所等名称（ ）内は管轄地域	電話番号	備 考
新型コロナウイルス健康相談コールセンター	078-362-9980	24時間受付(土日祝日含む)
芦屋健康福祉事務所(芦屋市)	0797-32-0707	
宝塚健康福祉事務所(宝塚市、三田市)	0797-62-7304	
伊丹健康福祉事務所(伊丹市、川西市、猪名川町)	072-785-9437	
加古川健康福祉事務所(加古川市、高砂市、稻美町、播磨町)	079-422-0002	
加東健康福祉事務所(西脇市、多可町、三木市、加西市、小野市、加東市)	0795-42-9436	平日 9時～17時30分 ※上記以外の平日夜間(17時30分～9時)及び 土日祝日は、新型コロナ健康相談コールセンター
中播磨健康福祉事務所(神河町、市川町、福崎町)	0790-22-1234	
龍野健康福祉事務所(たつの市、宍粟市、太子町、佐用町)	0791-63-5140	TEL : 078-362-9980 FAX : 078-362-9874
赤穂健康福祉事務所(相生市、赤穂市、上郡町)	0791-43-2321	
豊岡健康福祉事務所(豊岡市、香美町、新温泉町)	0796-26-3660	
朝来健康福祉事務所(養父市、朝来市)	079-672-0555	
丹波健康福祉事務所(丹波市、丹波篠山市)	0795-73-3765	
洲本健康福祉事務所(洲本市、淡路市、南あわじ市)	0799-26-2062	
神戸市保健所	078-322-6250	24時間受付(土日祝日含む)
姫路市保健所	079-289-0055	平日 9時～19時 土日祝日 9時～17時
尼崎市保健所	06-4869-3015	平日 9時～19時 土日祝日 9時～17時
西宮市保健所	0798-26-2240	平日 9時～19時 土日祝日 9時～17時
あかし保健所	078-918-5439	9時～20時(土日祝日含む) ※上記時間外でお急ぎの方は市役所代表(078-912-1111)へお願いします。

# 新型コロナワクチン接種

新型コロナウイルスのワクチン接種が各市町で進んでいます。お住まいの市町より接種券(クーポン券)が届きますので、原則として、お住まいの市町にある医療機関又は接種会場で接種を受けることになります。予約方法や接種時期等の詳細については、各市町のホームページ又は広報をご確認ください。また、お住まいの市町以外でも防衛省・都道府県が設置した大規模接種会場での接種、会社によっては職域接種も可能となっています。

## 新型コロナワクチン接種の総合案内

名 称	概 要	詳 細
新型コロナワクチンQ&A	ワクチンの概要や効果などを確認できます	
厚生労働省 新型コロナワクチンナビ	接種までの流れを確認できます	
	接種会場を調べることができます	

## 新型コロナワクチン接種(大規模接種センター)のご予約はこちら

名 称	概 要	詳 細
自衛隊 大阪大規模接種センター 場所:大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)	兵庫県民の方でも接種できます(要予約)。 接種券発行の自治体番号を入力してご予約ください。	
兵庫県 大規模接種 場所:アクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター) 場所:西宮市立中央体育館	兵庫県では2回目予約をお取りいただく必要はございません。 1回目接種の4週間後の同じ曜日・同じ会場・同じ時間が2回目の接種日時となります。	

### ■商工会地域の職域接種状況(※詳細は商工会に確認ください。)

芦屋市、三田市、稻美町、播磨町、福崎町、淡路市、五色町、南あわじ市

### ■各種相談窓口はこちら

兵庫県各市町 新型コロナワクチンコールセンター一覧	兵庫県 新型コロナワクチン専門相談窓口	厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター
------------------------------	------------------------	---------------------------



兵庫県各市町  
新型コロナワクチンコールセンター一覧



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口  
副反応等に係る専門的な  
相談に関するお問い合わせ  
(平日、土日祝日とも9時から17時30分)  
TEL.0570-006-733



新型コロナワクチンに関する厚生労働省  
電話相談窓口(コールセンター)の設置について  
一般的なお問い合わせ  
(平日、土日祝日とも9時から21時)  
TEL.0120-761770

会社における新型コロナワクチン接種で知っておきたいことは6PのQ&Aをご参照ください。

# 事業所向け 新型コロナウイルスに関する Q & A



**従業員が新型コロナウイルスに感染した場合は、  
労災保険給付の対象となりますか？**



コロナに感染した原因が業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険の対象となります。

[労災保険の新型コロナに関する判定基準](#)

[労災保険の認定事例  
\(新型コロナ関連\)](#)



**新型コロナに感染した従業員の欠勤と賃金、  
自宅待機を命じた従業員の休業手当の問題はどのようにになりますか？**



コロナに感染してしまった従業員は、医師、保健所の指示に従い感染リスクがなくなるまで休業してもらうことになります。この場合の休業は、都道府県知事が行う就業制限に伴うものであるため、給与の支払義務はありません。また、会社が従業員に対して自宅待機を命じた場合の休業手当の取扱いは、以下のように区分されます。

● 行政側からの要請や指示による休業の場合

原則、不可抗力のため休業手当の支払義務なし。但し、不可抗力と認められるには次の2つの要件を満たす必要があります。  
行政の要請等を受け、従業員を休業させる場合でも、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

① 原因が事業の外部より発生した事故であること

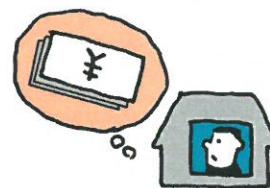
例 緊急事態宣言に基づく休業要請等

② 事業主が経営者として最大の注意をしても避けることができない事故であること

例 従業員に他に就かせることができる業務の検討、  
自宅勤務等の方法により従業員を業務に従事させることの検討等

● 濃厚接触者に発熱等の症状があり、感染の疑いがある場合

感染が判明しない状況で会社の自主判断で休業させる場合は、休業手当の支払いが必要



[休業手当の計算方法](#)



● 社内の感染予防のために、会社の自主判断によって

一斉に休業・自宅待機させる場合

会社の自主判断で休業させる場合は、休業手当の支払いが必要



**自治体の営業自粛要請を受け、休業することになりました。  
この休業日を年次有給休暇の取得日にしても良いでしょうか？**



会社側から一方的に、休業日を年次有給休暇の取得日とすることはできません。



- Q 従業員から「最近、微熱と咳が続いている」という申し出がありました。この従業員に対して、自宅待機を命じても問題はないでしょうか？また、自宅待機を命じる場合、賃金の支払いはどのようにになりますか？**

**A** 会社が自宅待機を命じることは可能ですが、この場合において、その従業員が微熱や少々の咳があっても、普段通りに仕事ができる健康状態にあって、従業員も出勤しようとする場合に、会社が社内でのウイルス感染を防ぐため、自宅待機を命じる場合は、会社は休業手当を支払う義務があります。一方で、従業員が自主的に会社を休むことを申し出た場合は、ノーワークノーペイの原則により、会社は賃金を支払う義務はありません。

- Q 新型コロナウイルスに感染した従業員への会社の責任と賠償はどこまでありますか？**

**A** 使用者は従業員に対する安全配慮義務を負っています。(根拠:労働契約法第5条)安全配慮義務違反及び因果関係が立証された場合には、発生した損害についての賠償責任を負うことになります。会社は、従業員がコロナに感染しないように予防のためにとり得る措置は万全を尽くしておくことが肝要です。



- Q 従業員にマスク着用を命じることは可能ですか？その場合、会社が費用を負担してマスクを用意すべきですか？**

**A** 会社が費用を負担してマスクを用意し、従業員に支給するのであれば、マスク着用を命じることは可能と考えますが、会社がマスクを支給しないのであれば、着用を命じることは難しく、協力を求めることができるにとどまると考えるべきでしょう。いずれにせよ、会社として考えなければならないのは感染予防であり、従業員の生命、身体の安全ですので、マスクを着用しない従業員を説得し、マスクを着用してもらうことが重要です。



- Q 夜の飲み会等の自粛要請を無視して新型コロナウイルスに感染した従業員を会社は処分できますか？**

**A** 本来、従業員の私生活の自由は尊重されるべきですが、企業秩序の維持や企業の社会的評価に悪影響を及ぼす恐れがあるものは、私生活上での行為でも企業秩序による規制の対象となり得ます。大人数での飲酒を伴う食事会に参加することを自粛する要請は、職場の感染リスク軽減措置としても、企業の社会的評価を維持する観点からも、業務上の必要性と合理性を有し、私生活への制限の程度も低く、相当性を有する有効なものと解されます。会社の要請に違反した従業員に対しては、就業規則等に基づき、違反した程度に応じた処分を行うことが妥当と考えます。





**テレワークを導入すると、タイムカード等を用いての労働時間管理が困難となります。この場合でも、会社は労働時間管理を行わなければならないですか？**



会社は従業員の労働時間を適正に把握する責務があるため、テレワークであってもパソコンの使用時間を記録化するなど、客観的な記録を用いて、労働時間の管理をしてください。客観的記録を残すことができないやむを得ない事由がある場合には、従業員の自己申告制によることも可能と考えます。

商工会の  
テレワーク支援はこちら



NEW



**会社における新型コロナワクチン接種でワクチン接種は義務ですか？**



今回のワクチン接種は、予防接種法第9条の規定が適用されます。「接種を受けるように努めなければならない」という努力義務規定となっています。ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解をしたうえで、最終的には、自らが納得した上で接種を判断することとなります。



**留意点** 会社が従業員に対して、接種の強制や接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨、いじめなどの差別的取扱いがされないようにご留意ください。

ワクチン接種は、従業員本人の判断にて接種するものです。従業員の中には、本人の判断により接種をしない方あるいは基礎疾患等があり医学的な事由により接種を受けることが出来ない方もいることを知っておいてください。

NEW



**新型コロナワクチン休暇は与えないとダメですか？**



会社は、従業員に対して、感染症予防を目的としたワクチン接種にあたり、接種をする時間や日、また接種後副反応が出た場合に休暇を与えなければならない、といった法令上の義務はありません。ワクチン休暇は、年次有給休暇とは別に付与する特別休暇の位置づけであり、従業員が安心して働き続けられることを目的として導入するものですので、導入するか、しないかは会社の裁量に任されています。厚生労働省の新型コロナウイルスに関するQ&A(企業向け)において、職場の感染防止対策の観点からも従業員の方が安心してワクチンの接種を受けられるような休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましい、という見解が示されています。



# 助成金などの活用

詳しくは 厚生労働省 各種助成金



## 会社に支給される助成金

名 称	概 要	詳 細	お問い合わせ先
雇用調整助成金 (新型コロナ特例)	雇用保険に加入している従業員に休業手当等を支払う場合、その一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模事業主向け (概ね従業員が20人以下)</li> <li>● 中小企業向け</li> </ul> 	事業所を管轄する ハローワーク 
緊急雇用安定助成金 (新型コロナ特例)	学生アルバイト等の雇用保険被保険者以外に休業手当等を支払う場合にその一部を助成		
産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用の維持を図る場合		兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク TEL.078-221-5440 開庁時間 平日 8時30分～17時15分
トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応)	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を試行的に雇用する場合		
NEW 両立支援等助成金	育児休業等支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例) 子供の世話を保護者として行うことが必要となった従業員に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは異なる有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた場合		兵庫労働局 雇用環境・均等部 TEL.078-367-0070 開庁時間 平日 8時30分～17時15分
	介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例) 家族の介護を行う必要がある従業員が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与する場合		
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性従業員が取得できる有給の休暇制度を設けて取得させた場合		

## 従業員に支給される給付金

名 称	概 要	詳 細	お問い合わせ先
NEW 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた従業員のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることが出来なかった場合	リーフレット 	厚生労働省コールセンター 0120-221-276 平日 8時30分～20時 土日祝 8時30分～17時15分

# 他の関連する制度

制度名	概要	詳細	お問い合わせ先
厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額の特例	<p><b>NEW</b></p> <p>令和3年8月から令和3年12月までの休業により報酬が著しく下がった場合に翌月から改定</p>		事業所を管轄する年金事務所(厚生年金適用・調査課)
労働保険料の納付の猶予	労働保険料を一時に納付することが困難となった場合		兵庫労働局 労働保険徴収課 (収納係) TEL.078-367-0782 TEL.078-367-0783
傷病手当金	(協会けんぽ等) 業務外の事由で仕事をお休みする場合		事業所を管轄する協会けんぽ健康保険組合のある事業所は当該健保組合
国民年金保険料免除	(国民健康保険) 業務外の事由で仕事をお休みする場合 (個人事業主等一部の者は支給対象外)	各市町及び各国保組合により異なる	住所地の市役所・町役場の国民健康保険課 国民健康保険組合の加入者は当該国保組合
国民健康保険税(料)の減免	新型コロナ感染症の影響による減収	各市町及び各国保組合により異なる	住所地の市役所・町役場の国民年金課又は住所地を管轄する年金事務所(国民年金課)

兵庫県内の市役所及び町役場一覧

所在地  
お問い合わせ先日本年金機構  
兵庫県内の年金事務所一覧兵庫県内の  
年金事務所一覧全国健康保険協会(協会けんぽ)  
兵庫支部所在地  
お問い合わせ先

## ■経済産業省の支援制度はこちら

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry経済産業省  
HP

事業者向け

最新情報を随時配信中

新型コロナウイルス感染症最新情報をお届けします  
是非、LINEの友達追加にご登録ください

※本リーフレットは、作成時点の情報であり、新型コロナ感染拡大の状況により、支援制度が終了または内容が変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

2021.8現在

兵庫県商工会連合会

〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町6-19  
<https://www.shokoren.or.jp>

お問い合わせは

兵庫県商工会連合会

TEL.078-371-1362 直通

受付時間／平日9時～17時